

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(知事監視基準該当製品の販売等の手続)</p> <p><b>第4条</b> 知事監視店販売者は、条例第14条第2項の規定により知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びにその者が個人である場合にあつては年齢を確認しようとする場合においては、次に掲げる書類の提示を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人にあつては、購入し、又は譲り受けようとする者の旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて氏名及び住所を確認するに足りる書類並びに年齢を確認するに足りる書類</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(知事監視基準該当製品の販売等の手続)</p> <p><b>第4条</b> 知事監視店販売者は、条例第14条第2項の規定により知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びにその者が個人である場合にあつては年齢を確認しようとする場合においては、次に掲げる書類の提示を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人にあつては、購入し、又は譲り受けようとする者の旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて氏名及び住所を確認するに足りる書類並びに年齢を確認するに足りる書類</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。